

# 健康保険任意継続被保険者 資格取得申出書

申出書とチェックシート両面印刷

- ◎ 裏面チェックシートにて事前に任意継続保険についてご理解の上、申請してください。
- ◎ 国民健康保険に加入する方・家族の扶養に入る方・再就職先で健康保険に加入する方は任意継続にはなりません。
- ◎ 標準報酬月額一覧（会社から送付/オリックスグループ健康保険組合ホームページに掲載）で保険料をご確認の上、申請してください。
- ◎ オリックスグループ健康保険組合ホームページによくある質問・手続きを掲載していますのでご確認ください。

<https://www.ogkenpo.or.jp/>

保険証 記号-番号	記号（3桁）		保険証の番号	氏名		
		-				
退職後の書類送付先住所						
〒						
日中連絡可能な自宅又は携帯電話番号			e-mailアドレス			
生年月日（和暦で記入）		退職日（和暦で記入）		退職日時点の年齢		
年	月	日	年	月	日	歳
被 扶 養 者	氏名		続柄	生年月日（和暦で記入）		居住*○で囲む
				年 月 日		同居・別居
				年 月 日		同居・別居
				年 月 日		同居・別居

■ 任意継続開始時に、今まで被扶養者だった方が扶養からはずれる場合はご記入ください

扶養 から 外れ る方	氏名	続柄

新規で家族を扶養追加することはできません

■ 保険料振込方法を下から選んで、□に✓印をしてください。

<input type="checkbox"/> 毎月振込
<input type="checkbox"/> 半期一括 《4月～9月分/10月～3月分》前払い振込
<input type="checkbox"/> 年一括 《4月～翌年3月分》前払い振込

・後日健康保険組合から送付する納付書での銀行窓口振込の他、ATM・インターネットバンキングもご利用いただけます  
振込手数料はご負担いただきます

・振込方法は変更できませんのでご注意ください

・✓印がない場合は毎月振込とさせていただきます

■ 健康保険組合から給付がある際の振込先は、在職中の給与口座になります。解約しないでください。

<健康保険組合使用欄> 記入しないでください

常務理事	事務長	担当

## 任意継続の加入申込をされる皆様へ

下記の内容を確認し、内容をご理解いただいた上でお申込ください。

退職日以前に申出書を提出いただいても結構です。

オリックスグループ健康保険組合ホームページで任意継続の制度・よくある質問を確認した。

オリックスグループ健康保険組合での加入期間が退職日まで満2ヶ月以上である。

国民健康保険料と任意継続保険料の比較・確認を行った。

任意継続被保険者の保険料は、事業主負担がなくなりますので、一般的には高くなります。

国民健康保険の保険料は、各市町村により算定方法が異なりますが概ね前年の所得を基準に算定されるため任意継続した場合より保険料が低くなる場合があります。

国民健康保険料については、在住の市町村 国民健康保険窓口にお問い合わせください。

※平成22年4月より、倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方の国民健康保険料が軽減されることになりました。該当の方は、お住まいの市区町村にご確認ください。

**在職時の資格確認書(有効期限内に退職する方)・高齢受給者証(家族分)は会社人事に返却済/退職日以降速やかに返却予定である(該当する方のみ)**

次のいずれかに該当する場合、任意継続保険に加入できないことを理解している。

- ・退職後20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」がオリックスグループ健康保険組合に到着しなかった時
- ・「健康保険任意継続保険資格取得申出書」受付後、オリックスグループ健康保険組合より送付される案内を自己都合で受取りできなかったもしくは受け取らなかった時
- ・初回の保険料をオリックスグループ健康保険組合が定める期限までに振込しなかった時

加入後、いずれかに該当した場合、任意継続の資格を喪失することを理解している。

- ・保険料を期限までに振込できなかった時<保険料未納> 健康保険法第三十八条による
- ・再就職して他の健康保険組合・船員組合・共済組合に加入した時
- ・起業等で強制適用事業所となり、他の健康保険に加入した時
- ・任意継続から起算して2年を経過した時
- ・本人が後期高齢者制度に加入とした時
- ・本人が死亡した時
- ・本人から申し出があり、その申し出が受理された日の翌月1日になった時(令和4年1月より)

⇒任意継続加入月に就職した場合、加入期間がひと月に満たなくても1か月分の保険料がかかります。

国の法改正により保険証は令和6年12月2日で廃止され、マイナ保険証(保険証利用登録が完了したマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行されています。保険証の新規交付、再交付はされないことを理解している。

- ・マイナ保険証をお持ちの方は、申請後、マイナポータルにて最新の情報を確認することができます。

情報が更新されていることが確認できましたらマイナ保険証で受診可能となります。

後日、「資格情報のお知らせ」(健康保険の資格情報が確認できるもの)を送付します。

- ・マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、「資格確認書」を発行します。

■マイナンバーカードを紛失した・更新中の方 ■**マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方**

■マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認書を補助する必要がある方

⇒資格確認書交付申請書を提出してください(書式はホームページ掲載)。

また、下記に該当する方には、健康保険組合の職権により、資格確認書を発行いたします。申請は不要です。

■マイナンバーカードを取得していない方 ■マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方

■マイナ保険証の利用登録解除をした方(登録解除者)

■マイナンバーカードの返納者